平成２３年（フ）第４号
岡山県倉敷市玉島道越301番地　52号
債務者　野尻　愛美
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３０２４号
札幌市中央区宮の森１条６丁目５番11号
債務者　坂本　　清
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６８６号
札幌市中央区南７条西９丁目1024番地３　南７条ビル２階１号平方
債務者　堀江　美代
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８０３号
札幌市東区北22条東16丁目１番26号　エルムコート元町201号
債務者　吉田　結香（旧姓芝田）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８０７号
札幌市厚別区大谷地東５丁目15番２―505号
債務者　橋本　健二
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８１５号
札幌市豊平区美園10条７丁目２番18号　ノースコート月寒公園Ⅱ―101号
債務者　石原　透雄
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８３５号
札幌市中央区北７条西24丁目２番１―204号
債務者　山田　圭介
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８５１号
札幌市北区拓北４条１丁目３番８号
債務者　一条　静枝
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８８６号
札幌市白石区東札幌４条５丁目３番12―414号
債務者　泰地　敏子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９５２号
北海道恵庭市柏陽町４丁目15番　市営住宅82号
債務者　佐々木光男
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９７６号
札幌市東区北32条東５丁目３番２―203号
債務者　相馬　　実
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０００号
札幌市手稲区星置１条３丁目５番１―408号
債務者　三宅　美紀（旧姓野澤）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４００４号
札幌市南区真駒内本町７丁目９番11号　佐々木アパート205号
債務者　沼澤　春善
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０２７号
札幌市中央区南９条西７丁目１番１―1008号
債務者　竹本　もも（変更前の名元子、旧姓芝本）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０７２号
札幌市東区北27条東17丁目２番７号　セレクト27―５号
債務者　小林　秀行
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０７３号
札幌市東区北27条東17丁目２番７号　セレクト27―５号
債務者　小林　律子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０８２号
北海道石狩郡当別町末広546番地１　町住163号
債務者　伊藤　由美（旧姓末尾）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部